

平成19年4月12日

社団法人 日本技術士会 会員の皆様へ

社団法人 日本技術士会
会 長 都 丸 徳 治

技術管理者の「名義借り」報道について

会員の皆様には常日頃、日本技術士会の諸活動にご協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、3月9日付の「琉球新報」の掲載記事（別紙参照）によると沖縄県の建設コンサルタント会社の約3分の1の会社が「技術管理者」を常勤させていない疑いがある（琉球新報社調べ）ことから、内閣府の沖縄総合事務局が実態把握にむけて調査しているとの報道がありました。

建設コンサルタントを営む者が国土交通大臣の登録を受ける場合は、「公共事業の前払金保証事業に関する法律」に基づき、建設省告示「建設コンサルタント登録規定」において、業務の技術上の管理を行う専任の者（技術管理者）を登録しなければならないとなっており、さらに国土交通省の内規である平成16年7月26日国総振第62号「建設コンサルタント登録規定の解釈及び運用の方針」に、その「技術管理者」は常勤でなければならないことが明記されています。即ち、常勤でないものを登録していれば、その会社はいわゆる「名義借り」を、また登録をされた者は「名義貸し」をしたこととなります。

「建設コンサルタント登録制度」は、技術士制度を積極的に活用した先進的なものであり、今後も他の業務分野での技術士の活用を図る上で大変良い事例となっています。もし報道されたことが事実であるとすれば、技術士そのものに対する社会の信頼を損なう誠に遺憾なものと危惧しております。

私たち日本技術士会では、平成16年には「技術士ビジョン21」を、本年1月には「技術士プロフェッション宣言」を内外に発表し、技術士は厳格な職業倫理を持って社会に貢献することを宣言いたしました。また、私たちが自ら定めた「技術士倫理要綱」においても自己の立場、業務の範囲を明確に表明して業務に当たることが求められています。さらに、日本技術士会は技術士法に定めのある継続研鑽（技術士CPD）の一環として技術者倫理に関する多くの企画・催しを実施するなど、技術者倫理の重要性についての啓発を行っています。会員の皆様におかれましては、こういった技術者倫理に関する日本技術士会の真摯な取組みを再認識いただき、さらにまわりの会員以外の技術士の皆様にも同主旨を十分ご理解いただけるよう働きかけて、いやしくも技術士を名乗るからには今回報道されたような行為のないよう、徹底していただきたく切にお願い申し上げます。

以 上

技術管理者 常勤せず

県内建設コンサルタント46社

登録規程違反疑い

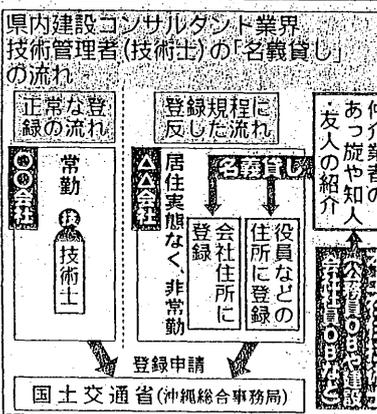
総合事務局 「名義借り」15社認める 調査に着手

国土交通省に登録している県内の建設コンサルタント業者百三十一社のうち、少なくとも四十六社が技術管理者を常勤させていないいわゆる「名義借り」を行い、登録規程に違反している疑いがあることが琉球新報社の調べで分かった。取材に対し十五

社は「名義借り」を認めた。沖縄総合事務局は実態把握に向け、全技術管理者の常勤の有無を確かめる調査に乗り出した。建設コンサルタント登録での「名義借り・貸し」に関する一斉調査は全国で初めて。(26、27面に関連)

建設コンサルタント業は、国への登録義務はな
内容が審査・公示される
ことにより一定の評価
が得られるため、公共工
事発注の重要な参考指標
になっている。
ただ、登録には「河川
・海岸」や「都市計画」
術士の数は県内に少な
く、常勤の職員は月給四
十から六十万円が相場。
受注減で過当競争が続く
中、常勤給与の半額以下
で済む非常勤の「名義借
り」が業者間で広がって
いるものとみられる。
琉球新報社は、沖縄総
合事務局に保管されてい
る閲覧可能な登録申請書
類百三十一社分すべてを
調査。この中で、技術管
理者の大半が本土出身者
で、住民票を県内の本社
所在地や役員宅に移して
いる者が多数いた。この
ほか、本土在住の技術管
理者の自宅を支店として
登記し、常勤の形をとっ
ている社もある。
国土交通省の建設コン

登録の要件関係(規程第3条関係)
(1)技術管理者(第1号関係)
「業務の技術上の管理をつかさどる専任の者」とは、本報(本報の勤務を要しない)を定めて、毎月所定の時間中勤務することとし、業務の技術上の管理を専任で行う者とする。
この方針に対して、「技術管理者」として、規程第3条第1号イ又はロに該当する者で、登録を受けた登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者とし



県内建設コンサルタント業界
技術管理者(技術士)の「名義貸し」
の流れ
正常な登録の流れ
常勤
技術士
国土交通省(沖縄総合事務局)
登録申請
登録規程の流れ
居住実態なく、非常勤
役員などの住所に登録
会社住所に
登録
国土交通省(沖縄総合事務局)
業界の技術管理者(技術士)の「名義貸し」の流れ
仲介業者のあっ旋や知人友人の紹介
本土在住技術士
公費負担の登録
登録申請
国土交通省(沖縄総合事務局)

技術管理者の常勤について記す国土省の「登録規程の解釈及び運用方針」

建設コンサルタント
請負や受託で土木建築に
関する工事の調査、企
画、立案、助言、検討、
監理を行う。専門的な知
識を持ち、それを高度に
発揮できる知的技術者。
建設事業では施工以外の
すべての段階で発注者と
連携を図りながら事業を
進める。申請した登録
部門で専門的な知識や経
営内容の審査を受け、公
業務内容が公示、公証さ
れることで、発注者の関
などの公共機関に活用さ
れる。

に虚偽の申請や不誠実な行為があった場合は、当該部門の登録を取り消され、以後二年間は登録することができない。
沖縄総合事務局建設産業・地方整備課は、この調査結果について「常勤を確保するため県内の技術士を雇い入れることを確認する必要がある」と話している。
（建設コンサルタント名義借り問題取材班）